

ゴルフ場利用税廃止！

1000万ゴルファーの悲願

スポーツ基本法の理念に反する
ゴルファーへの課税をなくしましょう！

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営み、
生涯にわたり、健康であることは
私達の基本的な権利です。



ゴルフ場利用税廃止運動推進本部

**市町村の財源だからという理由は理不尽
二重課税解消と代替財源確保を政治の力で**

市町村は事あるごとに「ゴルフ場に対する特別な行政サービスがあるから」と主張していますが、その実態は違います。他の施設に比して、ゴルフ場が特別な行政サービスを受けている実態などありません。「市町村の重要な財源だから」との理由で、行政需要をゴルファーだけに押しつけることは全く不公平なことです。

これまでの課税根拠がもはや妥当性を欠いていることは、多くの議員が認めるところになっているにもかかわらず、(与党税制調査会において)「課税根拠の妥当性」の議論も無しに、ただ「市町村長の反対が強いから」という理由で「ゴルフ場利用税の存続」が決められています。

「平成28年度税制改正」においては、もはや明確な課税根拠のないゴルフ場利用税を廃止し、これによって影響を受ける市町村に対しては必要な代替財源を含めた措置を講ずる税制改正を実施するよう強く要望します。



ゴルフ場利用税廃止が 国会で取り上げられました

安倍晋三首相は11月4日の参院予算委員会で、ゴルフ場利用税の廃止について「ゴルフ場の料金のうち税金の比率が高くなっているのは事実であり、高市早苗総務相ともよく相談しながら検討していきたい」と述べました。

また、麻生太郎財務相も「五輪の種目にもなっているゴルフに税金がかかるのはいかなものか」とし、2015年10月に予定通り消費税率10%に引き上げた場合は「地方税も増えるので(本税廃止の)ひとつのタイミングだ」と述べました。

下村文部科学相も「生涯スポーツであるゴルフの振興を考えると廃止すべきだと考えている。文科省として廃止を総務省に要望し、関係団体とも連携して廃止への理解を深めて参りたい」と述べました。

「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

我が国では、平成元年の消費税導入時に、パチンコ場、ボウリング場等を含む娯楽施設利用税が廃止されたにもかかわらず、地方自治体側からゴルフ場利用税の存続を主張している。これは、ゴルフ場利用税が地方自治体の重要な財源となっているにもかかわらず、他の施設に比べて税率が高くなっていること、また、ゴルフ場の利用者が特定の地域に限られており、地方自治体の財政負担を大きくしていること、さらに、ゴルフ場の利用税が地方自治体の財政負担を大きくしていること、また、ゴルフ場の利用者が特定の地域に限られており、地方自治体の財政負担を大きくしていること、

ゴルフは、二〇一六年のリオデジャネイロオリンピックにおいて、百二十年ぶりにオリンピック夏季大会の正式競技に復帰し、国際的にも生涯スポーツとして認知されている中、世界的に人気のないゴルフのみを課税した課税とは、二〇一〇年東京オリンピック・パラリンピック開催国として、恥ずべきことである。

特に、ゴルフは、我が国の未来を担う子供たちが志望し、努力し、対抗力やマナーなどを身に付けることが期待されている中、「ゴルフ場利用税」の存続により、子供たちの夢や希望を潰すものとなる。これは、全く理不尽である。

平成二十六年十月九日

超党派ゴルフ議員連盟

名誉会長	新藤正徳	事務局長	山田和彦
会長	河野洋平	副会長	岡田英樹
副会長	山本太郎	幹事	中川秀幸
幹事	山本太郎	幹事	中川秀幸
幹事	山本太郎	幹事	中川秀幸



「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

我が国では、消費税削減（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフ場については、税率の高さや課税の公平性、利用者に対する負担の大きさ等が指摘されている。これは、ゴルフ場利用税が地方自治体の重要な財源となっているにもかかわらず、他の施設に比べて税率が高くなっていること、また、ゴルフ場の利用者が特定の地域に限られており、地方自治体の財政負担を大きくしていること、さらに、ゴルフ場の利用税が地方自治体の財政負担を大きくしていること、

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、現在、子供から高齢者、障害者まで、国民の約一割、一千万人が楽しむ生涯スポーツとなっており、もはやゴルフ場の利用者が特定の地域に限られており、地方自治体の財政負担を大きくしていること、また、ゴルフ場の利用税が地方自治体の財政負担を大きくしていること、

また、ゴルフ場は他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けているわけではなく、むしろ、雇用、買付材の購入、交通人口の増加等による地域経済への貢献に資する地域との共生関係を築きだしているものである。こうした中、あまたあるスポーツの中で、ゴルフ場の利用にのみ課税されることは税の公平性の観点からも不当なものであること、消費税と二重の課税による顕著な税制の原則にも反するものである。

ゴルフは、二〇一六年のリオデジャネイロオリンピックから正式競技に復帰することが決定しており、二〇一〇年東京オリンピック・パラリンピック開催国として、世界の注目を集めたこと、また、ゴルフ場の利用税が地方自治体の財政負担を大きくしていること、

平成二十六年十月十四日

自由民主党ゴルフ議員連盟

副会長	山本太郎	事務局長	山田和彦
幹事	山本太郎	幹事	中川秀幸
幹事	山本太郎	幹事	中川秀幸
幹事	山本太郎	幹事	中川秀幸



下記の文書「ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書」は、「ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟」の名で、自民党国会議員に配布されたものです。課税の正当性を訴え、その堅持を求めるものですが、事実誤認と例示の拡大援用ばかりの全く一方的な主張です。

ゴルフ場特有の行政需要として、次のように主張しているが……

ゴルフ場へのアクセス道路整備とその維持管理 ……

企業誘致を目的に周辺道路の拡幅・造成を行政が行ったケースもあるが、最も多いのはゴルフ場自らが、周辺道路の土地買収・拡幅・造成を実施し、それを市町村に寄付したケース。それらは、一般的に地域住民の生活道路となっており、他の道路の維持管理と別扱いされるのは不合理である。

ゴルフ場から排出されるごみ処理 ……

ゴルフ場における廃棄物処理は、廃棄物処理法に則り、業者委託あるいは自ら処理施設に持ち込む等して、有料で処理している。廃棄物処理においても、他の企業、施設等に比して特別な行政サービスを受けてはいない。

ゴルファーが怪我をした場合等における救急サービス、火災があった場合における消防サービス ……

救急サービス、消防サービスは、誰もが公平に受けられる最も基本的な行政サービスではないのか。他の施設に比して特段ゴルファーに怪我が多いわけでもなければ、火災が多いわけでもない。他の施設と如何なる相違があるのか。なぜ、ゴルフ場が特有であるのか。

地滑り対策、洪水対策 ……

ゴルフ場開発にあたっては、大臣許可、県の諸機関の許認可をなくしては開発行為は行えない。都市計画法、森林法、農地法等の厳しい条件を全てクリアして開発してきたのであり、その開発規制の中で定められた降水量に対応した洪水調節ダムの設置など、ゴルフ場自らの費用により建設している。つまり、地滑り対策、洪水対策はゴルフ場自らが実施してきたのであり、要請書の主張には矛盾がある。

農業、水質調査等 ……

業界全体で農業の適正な使用、法令順守、水質検査に徹底して取り組んでおり、個々のゴルフ場が、自らの費用で業者に委託して実施、報告している。その結果、環境省が定める指導指針にもとづく水質調査については、平成15年度以降基準値を超過する検体はない。

ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書

ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されております。その交付金額は、平成23年度決算額において356億円に上り（ゴルフ場利用税額：506億円）、ゴルフ場所在市町村にとって貴重な財源となっております。

これに対して、現在、関係業界団体や文部科学省から、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望がなされております。

ゴルフ場所在市町村には、ゴルフ場に特有の行政需要があります。例えば、ゴルフ場の開設時には、ゴルフ場へのアクセス道路を整備し、開設後は、その維持管理を行っております。さらに、ゴルフ場から排出されるごみ処理、ゴルファーが怪我をした場合等における救急サービス、火災があった場合における消防サービスも必要となります。これらのほか、特にゴルフ場は他のスポーツ施設と異なり、広大な土地を使用し、その多くは里山を開発して造成された施設であることから、環境対策をはじめ、地滑り対策、洪水対策、農業・水質調査等も必要となっております。

市町村においては、依然として厳しい財政状況が続いているところであり、仮にゴルフ場利用税が廃止されますと、ゴルフ場関連の行政需要に対応できなくなるばかりか、それ以外の事業の継続にも支障を来すこととなります。特に、山林原野が多く、財源に乏しい市町村の中には、税収の2割近くをゴルフ場利用税の交付金収入に依存しているところもあり、ゴルフ場利用税の廃止による影響は甚大なものとなります。

つきましては、ゴルフ場利用税が、ゴルフ場所在市町村にとって、貴重な財源であることをご賢察のうえ、是非とも現行制度を堅持していただきますよう強く要請いたします。

平成25年11月

ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟

ゴルフ場は「厄介者」なのか……

この要請書の内容からは、ゴルフ場所在市町村にとって、ゴルフ場は「厄介者」扱いされているとしか受け取れない。ゴルフ場は、法人税、事業税、固定資産税等を当然ながら支払っており、またその地域での雇用においても十分に貢献している。ゴルフ場利用税を正当化するため、無理矢理ゴルフ場を他の施設と違うものに位置づけている。

他のスポーツ施設と異なり、広大な土地を使用し、その多くは里山を開発して造成された施設であることから、環境対策をはじめ……

あたかも環境破壊の原因とでもいう書きぶりであるが、ゴルフ場の開発においては、森林を50%を残すように決められており、更に残りの45%近くは芝生地になることから、植生が安定し、多様な生物相が見られる、いわゆる「里山」となっている。また、ゴルフ場が存在することで、周辺の土地は都市化されることなく緑地として保全されてきている。特に大都市圏においては、ゴルフ場は欠かすことのできない大規模緑地・里山としての機能を有し、気象の緩和効果やヒートアイランドの防止に大変役立っている。

ゴルフ場利用税が廃止されますと、ゴルフ場関連の行政需要に対応できなくなるばかりか、それ以外の事業の継続にも支障を来すこととなります…… ゴルフ場所在市町村にとって、貴重な財源であることを……

『ゴルフ場所在市町村にとって、貴重な財源』これが唯一の理由です。しかし、行政需要のコストをゴルファーだけに求めることは、全く不公平なことです。

もはや明確な課税理由のないゴルフ場利用税を廃止し、これによって影響を受ける市町村に対しては、必要な措置(代替財源)を講じる税制改正を求めています。

ゴルフ場は価値ある存在!

I・ゴルフ場は地元貢献している

資産の価値創出

ゴルフ場は、そのほとんどが山岳や丘陵地に開設されています。ゴルフ場開設前は原野・若しくは山林として存在していました。それがゴルフ場として開場したことで、その資産価値は大幅に上昇しています。例えば、首都圏にあるAゴルフ場では、1㎡あたり固定資産税評価額は原野14円、山林28円、ゴルフ場は4,300円と、実に原野の307.1倍、山林の153.6倍となっています。また、地方でも山林14.69円に対しBゴルフ場は730円と、49.7倍の資産価値を創出しています。

雇用面における価値はゴルフ場利用税よりはるかに高い

市町村がゴルフ場利用税廃止を反対する最大の理由として挙げるのが「利用税は市町村の重要な財源である」ということですが、1ゴルフ場あたりの利用税徴収額は平均すると2,100万円(H24)にすぎません。

一方、1ゴルフ場の直接人件費は平均で約2億円(*)にもなり、これは全て地元へ落ちます。この雇用によって生まれる所得とその波及効果は、地元経済に大きな貢献をしています。

*業界動向サーチコムによるゴルフ場88社調査(H24.25)による平均給与額より計算

ゴルフ場の衰退が心配されている

ゴルフ場利用税の課税状況からみるとH13年度には2,460か所だったゴルフ場数は減少しており、H25年度は2,385か所と、実にピーク時から75か所も減少した。特に地方や過疎地においては経営の厳しさは増しており、現状では更なるゴルフ場の減少が心配されている。そうなってはゴルフ場利用税交付金を財源として期待するところではない

II・多岐にわたるゴルフ場の貢献

このほかにもゴルフ場がもたらす効果として以下のものが期待されており、地元へ貢献しています。

- スポーツ・ツーリズム誘発効果
- 地域ブランドの向上、地元の広告塔としての役割
- 商工業への寄与、雇用などの経済効果
- 教育的効果(ゴルフを通じたマナー・ルールなどの教育効果・体育効果)
- スポーツ活性化と医療費削減効果
- 緑地表土保全、生態系維持、温暖化防止効果など

ゴルフ場利用税廃止運動 参加団体

- | | | |
|--------------------|-----------|------------------------|
| 公益財団法人 日本体育協会 | 新潟県ゴルフ連盟 | 長崎県ゴルフ協会 |
| 公益財団法人 日本オリンピック委員会 | 長野県ゴルフ協会 | 熊本県ゴルフ協会 |
| 公益財団法人 日本ゴルフ協会 | 富山県ゴルフ連盟 | 大分県ゴルフ協会 |
| 北海道ゴルフ連盟 | 石川県ゴルフ協会 | 宮崎県ゴルフ協会 |
| 東北ゴルフ連盟 | 福井県ゴルフ協会 | 鹿児島県ゴルフ協会 |
| 関東ゴルフ連盟 | 静岡県ゴルフ連盟 | 沖縄県ゴルフ協会 |
| 中部ゴルフ連盟 | 愛知県ゴルフ連盟 | 一般社団法人日本高等学校ゴルフ連盟 |
| 一般社団法人 関西ゴルフ連盟 | 三重県ゴルフ連盟 | 日本学生ゴルフ連盟 |
| 中国ゴルフ連盟 | 岐阜県ゴルフ連盟 | 公益社団法人 ゴルフ緑化促進会 |
| 四国ゴルフ連盟 | 滋賀県ゴルフ連盟 | 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会 |
| 九州ゴルフ連盟 | 京都府ゴルフ協会 | 一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 |
| 北海道ゴルフ連盟 | 大阪府ゴルフ協会 | 一般社団法人 日本ゴルフ用品協会 |
| 青森県ゴルフ連盟 | 兵庫県ゴルフ連盟 | 公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟 |
| 岩手県ゴルフ連盟 | 奈良県ゴルフ協会 | 一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会 |
| 宮城県ゴルフ連盟 | 和歌山県ゴルフ連盟 | 公益社団法人 日本プロゴルフ協会 |
| 秋田県ゴルフ連盟 | 鳥取県ゴルフ協会 | 一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会 |
| 山形県ゴルフ連盟 | 島根県ゴルフ協会 | 一般社団法人 日本ゴルフツアー機構 |
| 福島県ゴルフ連盟 | 岡山県ゴルフ協会 | 日本ゴルフ関連団体協議会 |
| 茨城県アマチュアゴルフ連盟 | 広島県ゴルフ協会 | NPO 日本芝草研究開発機構 |
| 栃木県ゴルフ連盟 | 山口県ゴルフ協会 | 全国ゴルフ会員権取引業団体連絡会 |
| 群馬県ゴルフ連盟 | 香川県ゴルフ協会 | 全国ゴルフ場関連事業協会 |
| 埼玉県ゴルフ協会 | 徳島県ゴルフ協会 | 日本ゴルフコース設計者協会 |
| 千葉県アマチュアゴルフ協会 | 愛媛県ゴルフ協会 | 日本ゴルフジャーナリスト協会 |
| 東京都ゴルフ連盟 | 高知県ゴルフ協会 | 日本ゴルフ場支配人会連合会 |
| 神奈川県ゴルフ協会 | 福岡県ゴルフ協会 | 超党派ゴルフ議員連盟 |
| 山梨県ゴルフ連盟 | 佐賀県ゴルフ協会 | 自由民主党ゴルフ振興議員連盟 |

(順不同)

ゴルフ場利用税廃止運動推進本部

事務局：〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-1-5 ヒューリック東日本橋ビル9階

日本ゴルフ関連団体協議会

TEL03-5823-4893 <http://www.gorenkyo.net>

本リーフレットの内容の複製、無断転載を禁止します。